

書 評 と 紹 介

田中和男著

『近代日本の福祉実践と

国民統合 留岡幸助と
石井十次の思想と行動』

評者：室田 保夫

1

社会福祉の分野において、歴史研究は必要不可欠でありながら、社会福祉士受験資格科目からはずれるなどの要因から、学問研究が活発に展開されているとは言えない。研究者相互の交流の場として社会事業史学会があるが、研究者の数からみれば悲観的な感がないわけではない。また20年程前に比べても、社会福祉教育に於ける歴史科目の相対的な減少という、いかんともしがたい現状がある。近代史研究において衛生、健康、生活、差別、障害者、女性等、社会福祉史関係についての関心がむしろ高まっているにも拘わらず、かつ層の厚さ薄さは研究の水準と絶対的な基準とはならないけれども、社会福祉学を構築していくためには、気になることは確かだ。

そうした中で、社会福祉学の出身ではないが、社会福祉学にも造詣が深い、政治思想史を主たる研究分野とされてきた研究者によって社会福祉史に刺激を与える好著が出版された。著者の田中和男氏は1947年生まれで、「団塊の世代」「全共闘世代」と形容される年代の研究者である。もともと歴史学の出身で、民衆史や人権に対して変わらぬ関心を示されており、修士論文

も地方改良運動（第1，2章参照）を取り上げられたので、いわば当時から社会福祉史と無縁でなかった、というより、その分野の成果を積極的に取り入れられていたことを思うと、こうした研究成果が得られたのも必然的であったとも言えよう。

著者は「あとがき」で「思想史と言うには、思想の分析よりも事実の呈示に終始しており、政治思想史と言うには、対象が福祉実践に偏っている。福祉思想史を掲げるとしても、政治的対抗や、国民形成・国家のための地域編成といった概念が入り交じり過ぎている」（239頁）と謙虚に書かれているが、研究方法論はさておき、マージナルな領域設定であるが故にこそ、逆にこうした研究が可能になるのである。社会福祉学が政策と密接に関係を持っているため法学や政治学（思想）との関係は重要である。明治末期を例にとっても井上友一や小河滋次郎らの研究には犯罪学、行刑学、行政学からのアプローチが必須である。この著に関する他分野（政治学等）の評価はその道の専門家に譲るとして、ここでは評者の専門としている社会福祉史を中心にしていって見えていくことを予めお断りしておく。

2

さしあたって「序」の中で述べられている田中氏の刊行目的、分析視点を見ておきたい。田中氏は次のように言う。「政治的支配は、権力の側から被支配者に向けての一方向的強権の発動によってのみ維持されている訳ではない。とりわけ、国家の構成メンバーである国民の参加を前提にする近代国民国家にあっては国民の自発的な支持を抜きにしては、安定した国家の秩序は形成されない」（1頁）と、近代国家にお

ける支配についての基本的フレームが語られる。そして近年流行の、と言えは語弊があるかもしれないが国民国家論の枠組みで論じていくことに特徴をもち、ここには次のような二つの大きな論点がある。

- (1) 社会政策や福祉が、社会統合の役割を果たすことはよく知られているが、国民統合という国家形成においても、福祉事業家や実践家が、重大な役割を果たして行くことになったのである(4頁)。
- (2) 官製運動である地方改良運動の中に、政府・内務省の動きを支える構想と共に、自覚的ではないにしても方向性の異なる動きを見つけたさうとする(6頁)。

そして「本書は、福祉実践や地方改良の思想や行動が明治後期の政治過程の中で果たした『国民統合』の役割を中心に分析したもの」(7頁)と指摘されている。この「序」で田中氏の述べる意図が著書で論証されていくこと、これがこの著書の特徴であり、問題提起なのである。

3

さて本文は「序」に続き、6章から構成されている。総頁242頁で「人名索引」が付されている。以下各章の初出論文や問題意識を見ていきたい。

「序」は書き下ろしであり、上述したような出版の意図が、最近の田中氏の関心に照らし合わせて述べられている。その点からすれば、現在の氏の研究方針や上梓目的が一番鮮明に現れているところである。こうした方法論や視点こそ「氏ならでは」といったところか。以下6章は大方、内容や問題意識等、2つの章ごとに区切れるかと思う。

第1章の「『地方改良』理念の一断面 官製『地方改良』運動の周辺」(『同志社法学』152

号, 1978)と第2章の「『地方改良』と留岡幸助」(『キリスト教社会問題研究』28号, 1980)は田中氏の大学院時代からの研究テーマ、修士論文とも関連し、年齢的には30代の比較的若い時の論文である。明治末期の地方改良運動に焦点を当てて書かれ、その中に社会事業家留岡幸助らが登場する。この運動については大島美津子や宮地正人ら多くの先行研究があるが、その運動のもっている可能性、一枚岩で把捉したい面にも光を当てようとしている。すなわち「政府=官僚の『社会問題解釈法』とは異なった、下からの解決の方向性が潜在していたと推測することも、あながち不当とは言えないであろう」(20頁)。「政府官僚とは異なった、独自の『社会問題』解決法=『地方改良』理念を検討する」(同)にある。そのイデオログとして田村又吉と留岡幸助が取り上げられることになる。前者においてはその「在村的性格」、後者においては「在野的性格」が指摘される。彼等において官製の運動を「補完する」という機能だけでなく、官製運動からの「乖離」の意義があると指摘する。一例において留岡においては彼の官僚批判や富者批判にそれが窺えるとされる。たとえば彼の推譲論において官僚が貧者に求めたのに対して、留岡は富者にその責任を追求し、「四角同盟」なるものを構想していった、と把捉していく。

そしてその留岡の具体例をさらに追及したのが第2章である。「政府=官僚層にとっては『貧民』『国民』の道徳的責任=義務こそが問題であった。留岡にとっては、先覚分子でもあるべき富者は『篤志家』として『社会的推譲』をすべき『責任』があるのであって、反対にこうした責任を果たすものこそ富者=篤志家たりうるのであった。いわば下に対する『責任』論を上に対する『責任』論に転回させたのである」(78頁)と。こうした骨子をもって留岡たちの

可能性が論述されていく。この二つの論文は「序」で指摘された2つ目の課題「方向性の異なる動き」を追求した論文で、論点も納得させられる。

4

第3章「石井十次を支えた人々 石田祐安と東洋伝道会」(『キリスト教社会問題研究』45号), 1996と4章「孤児の運命 石井十次を支えた人々」(『石井十次の研究』, 1999所収)は石井十次に関する論文である。前者において、石井の信仰や伝道活動に大きな影響を与えた石田祐安という人物に焦点を絞り、逆に石井のキリスト教思想のみならず、「石井十次の孤児院経営の事業と思想の一面をより明確に把握しよう」(90頁)というモチーフがある。石井の畢生の事業はもちろん岡山孤児院の経営であるが、彼のその事業の出発点にキリスト教があったことは自明である。そして彼を支えた多くの人物が存在するわけで、ここにこの論文の意味がある。

また後者の論文は孤児の前原定一と宮本きのという2人の「運命」を描き出し、石井の孤児院事業を考えていくというモチーフにある。ここには従来の社会運動や社会事業史研究の中心が創立者や運動の中心人物に置かれていたのに対して、対象者(ユーザー)からみる視点を提起しようとする。すなわち「孤児と名づけられた人々の、主体性と名誉を幾分回復しようとした、ささやかな試み」ということである。つまり「石井十次の場合も、彼が中心になって経営をした岡山孤児院は当然考察の対象になるが、その際、実際の救済を求めている『孤児』の存在は単なる救済の対象として扱われ、孤児院活動の『主体』とは考えられないことが多い。せいぜい、救済された人数に数量化され、その事業の発展の根拠とされるか、プライベートを

考慮した匿名の存在として登場する」(161頁)にすぎないのである。ここで我々が学ぶべき視点は例えば荒井英子がハンセン病の歴史を論じて「ことにキリスト教『救癩』史は、これまで『救う側』の視点で取り上げられることが多く、逆に『救われる側』であったハンセン病患者たちにとって『救癩』とは何であったのか、『救癩』事業に携わっていた人々がどう映っていたのかは必ずしも明らかにされてはいない」(『ハンセン病とキリスト教』1~2頁)といった視点と共通する問題意識となっている。社会福祉史研究のみならず思想史、施設史の研究方法への批判的問題提起ともとれよう。

第5章「明治中期における少年非行への対応 石井十次と留岡幸助の『実践』の意義」(『キリスト教社会問題研究』46号, 1998)と6章「明治末年における『健全なる身体』 病氣・健康とその対策」(『社会科学』33号, 1984)は、特に5章の執筆年時も最近であるように、田中氏の今日の問題意識が明確に出ている論文である。前者において田中氏は「はじめに」で「本章は、感化法・未成年者喫煙禁止法制定の議論をめぐる積極的な発言を行なった内務官僚(小河滋次郎)や政治家、議論に参加した社会事業家(留岡幸助)、議論には参加しなかったが実践の面でその議論に関連する人物(石井十次)などを取り上げて、1900年前後の身体・嗜好という私事性をめぐる監視と支配の問題を考えてみたい」(166頁)と述べる。例えば全国を行脚した石井の慈善音楽会の結果、「支援のネットワーク」が形成されたことについても、このネットワークを「石井たちが孤児たちに与えたイメージ、貧困のなかで、犯罪を犯す可能性を持ちながら、他者の憐憫によってようやく生き延びていく哀れな存在としての孤児の姿を伝えていくチャンネルであり、聴衆たちがいつときの涙で『仁慈的精神』を表す共感

とカタルシスの場であった」(194～195頁),そして「それらの言葉が持つ差別感といったものが拡がっていったのも、石井たちの活動のおかげと言えなくはない」(195頁)とされる。またこれまでの研究がこの章において「序」の問題意識が込められた叙述,「確かに、小河にしる、石井にしる、留岡にしる、社会事業のそれぞれの分野での先駆者といわれており、筆者もそれを否定するものではない。だからこそ上に述べたような観点から先駆者の実践を再定義することが、とりわけこの社会福祉の『冬の時代』には必要だと思われるのである」(212頁)と。

5

この二つに共通する問題意識は後者の論文において、国民統合といった政治的課題が指摘できる。キーワードとして、身体、健康等が挙げられるが、それらが持つ意味の解明に当てられる。「いうまでもなく、近代日本における支配秩序の国民への浸透は、単に政治・経済・社会の諸制度を整備したり、あるいは教育勅語に代表される教育・思想の設定だけで実現されたのではなかった。それらの諸要素が単なる外在的な制度・思想としてではなく、諸個人の精神に内在化されるとともに、日常生活の諸々の場において諸個人が自らの身体に再表現すること、即ち、身ぶり、態度、ふるまいの中に形成していくしてことこそが必要なのであった」(214頁)と「序」の問題意識を再度強調する。

このようにこの著書は、田中氏自身も述べられているように、政治学と社会福祉学、政治思想史と社会福祉思想史のマージナルな所を対象化している。とりわけ支配の問題や権力の課題に対して、鋭い指摘がある。従来、斯かる課題を社会福祉の世界で正面きって議論してきたとは思えない。それゆえにこそ、社会福祉思想史において斬新な切り口になっていることを評価

したい。しばしば社会福祉史のみならず社会福祉学の研究において、その実践性が強調され、本質をみていく作業がなおざりにされやすい。しかし、我々が普段何気なく使用している「孤児」や「非行」という言葉ひとつとっても、実践性や効果追求が優先し、その言葉の意味の本質的問題を考えていく作業をせず、アプリオリに見過ごす場合が多い。

たとえばこの著書の中で、我々に対して大きな問題提起をされているのが次のようなくだりである。「例えば、孤児という存在は、客観的には、両親を失った状態にある子どもというのではなしに、石井十次たちの孤児院経営者を中心とする人々が、孤児救済を意図することによって、作り出した概念なのである。非行少年という存在も、小河滋次郎や留岡幸助が感化法や家庭学校の成立に努力する中で、犯罪に関わると彼らが考えた少年層の中から作り出された概念である」(212頁)。あるいは孤児前原を石井が「無告の孤児」「犯罪に陥る可能性を秘めた孤児」と強調することによって「不完全な国民としての刻印」というイメージが定着していく、それ故、前原は「犠牲の先祖」と評価される(139頁)。このような評価は国民国家論を背景にした「国民統合」という視点での分析であることはいうまでもない。そして田中氏はこのように先駆者の実践を再定義する必要がある、と主張する。石井や留岡といった社会福祉の先駆者という定義を、いわばマイナスイメージの先駆者、差別観を我々身体(意識)の中にインプットした先駆者としてとらえ直す必要があると著者は説くのである。評者もかつて社会福祉の本質論争においてなされた階級的性格の問題には少々違和感があった。社会福祉の政治やイデオロギー性、支配、身体、権力の課題について、直接に方法論の言及はないが、その背景にはフーコーやジャック・ドンズロらの提起した課

題，あるいはソーシャルワークにおける社会構成主義（social constructionism）といった問題意識に社会福祉史から如何に答えていくか，という重要課題を提起しているといつてよい。

ただこのとき，社会福祉の思想性とは何か，ソーシャルワークの持っている意味とは何か，を本質的に問うこと，そしてその対決があればもっと説得力があったと思われる。ここに評者の疑問もあるのである。確かに社会や時代における社会事業家の布置を問うとき，彼等の機能は田中氏の言う面もないとはいえない。しかし社会事業家が必死で対象者の生活や人権を守ってきた面も確かに存在するのである。現代の社会福祉実践とは何なのか，ソーシャルワークに携わるとは如何なる意味があるのか，といった素朴な疑問が生じるのである。また政治的イデオロギーを意識して使う人物と社会福祉の発想から行なう人との区別も必要ではなからうか。それは現象であって本質ではない，といった著者の反論が聞こえそうではあるが，社会福祉実践あるいは思想といったとき，歴史の実証性に拘りたい面が評者には残った。運動や枠組みが先行しているように映った箇所もある。

6

最後に，田中氏はこの約4半世紀の間，政治学（思想史）を中心に福祉学（史）の成果を取

り入れながら多くの論文を発表されてきた。また田中氏の研究の問題意識も時代とともに多少の変化も窺える。田中氏の生涯のテーマは民衆史である。「支配的な知の言説に翻訳されて語られる限り，民衆が語ったことにはならないのだ」（240頁）という，厳しい方法論のなかで，混沌とした，アモルフな民衆像を希求していく。社会福祉の歴史研究がこの「民衆」というキーワードを主軸にしているかぎり，安易にその言葉を使用することは慎まなければならない。しかし「民衆」や「生活」という概念はどうしても研究方法の中に組み込んで行かなければならないのである。社会福祉学の「学」たる所以，こと社会福祉の歴史に関して言えば，その研究方法論の難しさ，アポリアを感じた。そして総体的には「近代（現代）とは何か」といった課題追求の同時代人として共有を感じ叙述において多くの共感する箇所を見いだした。社会福祉思想史の分野において刺激的な本著の上梓を喜びとするとともに，今後の著者の緻密な研究成果を，第2弾，第3弾として上梓されることを期待するのは評者だけではあるまい。

（田中和男著『近代日本の福祉実践と国民統合 留岡幸助と石井十次の思想と行動』法律文化社，2000年4月刊，iv + 242 + 頁，定価2,900円 + 税）

（むろた・やすお 関西学院大学社会学部教授）

ILO の 出 版 物  好 評 発 売 中	
 <p>Key Indicators of the Labour Market 2001-2002 「主要労働市場指標 2001-2002年」 労働力参加率、雇用/人口比、雇用形態、部門別雇用、パート労働者、労働時間、失業、若年者失業、長期失業、学歴別失業、製造業資金指数、時給コスト、労働生産性、労働市場の流動性、貧困と所得配分等、労働市場に関する20の指数を国際比較するILOの最新統計。 2001年刊 884pp. 20,000円</p>	 <p>Cooperatives in Asia: From Reform to Reconstruction 「アジアの協同組合：改革から再建へ」 グローバル化やアジア金融危機などの危機的状況に、協同組合はどのように対応するのか。協同組合育成のための公共政策、各協同組合と連合組織の関係、協同組合の支援サービス（能力開発、訓練システム、経営コンサルティング、起業等）、21世紀における協同組合の方向を模索する。 K. Taimni 著 300pp. 2,500円</p>
ご注文は下記へ ILO 東京支局	
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国際連合大学本部ビル8階 TEL.03-5467-2701 FAX.03-5467-2700 郵便振替 00140-2-19221 番/三井住友銀行神宮前支店 普通口座3149206	

「社会民主党百年」資料刊行会編
山泉進責任編集

『社会主義の誕生』

社会民主党100年』

評者：梅田 俊英

1

2001年は、日本における最初の社会主義政党である社会民主党創立百周年であった。本書はそれを記念して刊行された論文集であり、また史料集でもある。本書は、初期社会主義研究会と、同会の中に開設された平民社資料センターが中心となって結成された「社会民主党百年」資料刊行会によって編集されたものである。最初に本書の内容を紹介しよう。本文においては、まず「論文篇」と「資料篇」とに分けられている。前者には以下の論文が収録されている。

太田雅夫「社会民主党の誕生」・山泉進「社会民主党事件のカリグラフィー 新聞と宣言書掲載事件」・荻野富士夫「治安警察法と初期社会主義運動」

後者には次の資料が収録されている。

資料1「社会民主党宣言書」・資料2「創立者と回想」・資料3「ドキュメント(日録と資料)」・資料4「資料解題並びに文献リスト」。

2

本書「あとがき」(山泉氏執筆)でふれられているように、「1世紀前の社会民主党は、日本人の歴史的記憶からはほとんど忘れ去られている」といえる。現代において、偶然同一名の政党があるものの、100年前の党の正統な後継組織が存在しないことに一つの原因を求めることができよう。しかし、同党結成と現代の間には、ソ連の成立と崩壊という激動の歴史が横た

わっているのである。この点が「記憶」から忘れ去られている最大の原因であろう。

この10年間において「社会主義」にたいする疑念の広がり、自由競争・市場原理への賛美とが国際的に進行した。しかし、ここにきて手放しの自由競争の激化に対しては各界において反省の念も芽生えている。現在、元来社会主義とは何であったのか、100年前の日本になぜ社会主義を標榜する政党が誕生したのか振り返ってみることに意味があると言えよう。その点で本書刊行の意義は大きいと言えることができる。

日清戦争前後に産業革命が進行し、日本は工業化する。しかし、同時にその過程は「労働問題」「社会問題」をも生んだ。日清戦後には「社会」という言葉が流行語になる。1899年『労働世界』に「社会主義」欄が登場する。雑誌『太陽』にも「社会」欄が設置された。社会民主党関係者は当然として、漱石や陸羯南なども「社会主義」について発言する。ここでの「社会主義」とは、「個人中心主義」に反対する「社会中心主義」ということであった。まさに彼らは自由競争に基づく「貧富の懸隔」「弱肉強食」「優勝劣敗」に反対していた。こういう言論の中から社会民主党が誕生するわけである。

3

太田論文は、社会主義研究会・社会主義協会からはじまり、社会民主党の結成と禁止について論じたものである。そして、社会民主党生誕の3つの流れ、すなわち労働組合運動、社会主義の研究および実践、さらに普選運動に着目して詳細に過程を叙述している。本論文でもっとも興味をひくところは、すでに太田氏自身が明らかにされた社会民主党結成の届出と禁止の日時の確定にまつわる記述である。現在では太田氏の提出された「1901年5月18日結成、19日届出、20日禁止」説が通説となっている。これを確定するにいたる事情が詳述されているのであ

る。以前においては「即日禁止」説が通説だった。たった2日の存続だが、即日禁止では成立しなかったことになりかねないわけである。本論文において、禁止後社会主義協会が復活し、その活動があったために「平民社創立条件の素地」が形成されたと論じられている。

4

山泉論文では、社会民主党事件についての各新聞の論調が非常に詳細に調べられている。たとえば、福岡の『九州日報』や千葉の『新房総』などが好意的な記事を書いていたとある。特に後者は社会民主党宣言書を掲載した唯一の地方紙であったとされている。筆者の目は日本だけではなく、イギリスやフランス、さらにアメリカなど海外にまで及んでいる。その新聞などの論調までが詳細に紹介されているのである。

5

荻野論文は治安警察法の成立にいたる法的な諸問題や過程が詳しく論じられている。それだけでなく、治安警察法成立後の同法の性格についても筆が及んでいる。

治安警察法に対する筆者の問題意識は「はじめに」に明瞭に示されている。治警法についての従来の通説的理解は「労働運動死刑法」、「日清戦争後の労働運動の高まりに対処するため」というものである。荻野氏はこの理解を「不正確」として排される。こう理解すると「治安警察法の全体構造や制定の本来の意図を捨象することになる」という。評者はこの見解に賛成する。確かに、1925年治安維持法が制定され、翌年治警法17条(労働運動規制)が削除されると、治警法の役割が終わったという「誤解」が生ずると私も考える。治安維持法は「司法処分」を第一義とする法律で、治安警察法は、「警察の行政処分」に法益を置くものであったという指摘には教えられるところがあった。

荻野論文は、法律制定意図だけにとどまらず、

実際の運用実態にも目を向けたふくらみのある叙述となっている。また、治警法が「労働運動の死命を制する」ほど進化していく側面と、米騒動以後社会労働運動が発展し始めると、本来持っていた「限界性」をも露呈するようになることについての指摘がある。

しかし、残念ながら後者の時期以後の治安警察法をめぐっては「別の機会に論じることにする」(262頁)として、本論文では十分には「限界性」について展開されていない。初期社会主義段階での治安警察法の猛威については通史的によく知られているところで、大正期以後の治警法の実態こそ我々の知りたいところである。「別の機会」に大いに期待する。

実は、過去、荻野氏を若干の点で批判したことがある(拙著『社会運動と出版文化』御茶の水書房、1998年)。同氏の高い業績を認めた上で、同氏著『特高警察体制史』について「社会運動の主体の側の問題が捨象されている」(4頁)と批判した。同氏には『歴史評論』2000年2月号での拙著への書評でその点について同意をいただいた。治安警察法の歴史においても、法律の条文やシステムだけでなく、実際の運用、社会運動への影響の実態についても視野に入れた叙述を期待したい。

6

最後に本書全体について述べたい。250頁を越える詳細な資料が収録され、たいへんよく編集された重厚な書籍だと感じた。ただ、一つだけ苦言を呈すると、索引がほしかったという点である。せめて論文篇と資料篇にまたがる人名索引だけでもあるとよりよかったと思った。

(「社会民主党百年」資料刊行会編・山泉進責任編集『社会主義の誕生 社会民主党100年』論創社、2001年5月、vii+535頁、4200円+税)

(うめだ・としひで 法政大学大原社会問題研究所

兼任研究員)